

第6号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約（平成29年関西広域連合告示第3号）を平成31年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

